



宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 4 月 2 日 (木 曜 日) 第 701 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定 (2件) … (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 … (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (“) 2	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 2	
○救急病院の辞退 … (医療政策課) 2	
○指定障害児通所支援事業者の指定 (2件) … (障がい福祉課) 2	
○指定障害福祉サービス事業者の指定 (3件) … (“) 2	
○指定障害福祉サービス事業の廃止 (3件) … (“) 3	
○保安林の指定解除の予定の通知 … (自然環境課) 4	
○林業用種苗生産事業者の登録 … (森林経営課) 4	

○林業用種苗生産事業者登録内容の変更 … (森林経営課) 4
○道路の区域の変更 (9件) … (道路保全課) 4
○道路の供用の開始 (8件) … (“) 6
○道路の占用を制限する区域の指定 … (“) 8

公 告

○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表 … (中調・地域課) 8
○県営土地改良事業の工事の完了 … (農村整備課) 9
○都市計画の変更図書の写しの縦覧 … (都市計画課) 9
企業局公営企業告示
○公の施設の指定管理者の指定の取消し … 9
選挙管理委員会告示
○政党その他の政治団体の設立、異動及び解散の届出 … 9
○資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体でなくなった旨の届出 … 13

告 示

宮崎県告示第 253号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
片岡眼科	都城市南横市町3959番地3	令和8年3月1日
M I K A T A 薬 局	都城市南横市町3959番地10	令和8年3月1日
たきい歯科クリニック	日向市大字塩見字乳母神 11662番1	令和8年2月1日

宮崎県告示第 254号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション S t y +	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所3472番地	令和8年4月1日

宮崎県告示第 255号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
ゆめの木訪問看護ステーション	延岡市高千穂通4-8

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
延岡市片田町2915番地10	延岡市高千穂通4-8	令和8年1月1日

宮崎県告示第 256号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
岡村クリニック	串間市西方5627-1	令和8年1月5日

宮崎県告示第 257号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
なないろ薬局 大	延岡市本町2丁目5番	令和8年3月1日

瀬橋店	地3
-----	----

宮崎県告示第 258号

次の医療機関は、令和8年4月1日付けで、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を辞退した。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

名 称	所 在 地
串間市民病院	串間市大字西方7917番地

宮崎県告示第 259号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550700092	放課後等デイサービスあおぞら	串間市大字西方5320番地5	一般社団法人虹	串間市大字大平6977番地	令和8年4月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 260号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552200018	とーく高千穂	西臼杵郡高千穂町大字三田井6175番地1	合同会社とーく	延岡市惣領町12番1号	令和8年4月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510200514	障害者自立支援セ ンターどりーむわ ーくす	都城市乙房町2372 番地1	社会福祉法人奨禮 会	都城市乙房町2191 番地3	令和8年4月1日	就労選択支援

宮崎県告示第 262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510200118	障害福祉サービス 事業所なのはな村	都城市一万城町82 号4番	社会福祉法人なの はな村	都城市一万城町82 号4番	令和8年4月1日	就労定着支援

宮崎県告示第 263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		指 定 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510200118	障害福祉サービス 事業所なのはな村	都城市一万城町82 号4番	社会福祉法人なの はな村	都城市一万城町82 号4番	令和8年4月1日	就労選択支援

宮崎県告示第 264号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定障害福祉 サービス事業所		指定障害福祉 サービス事業者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4510200134	特別養護老人ホーム 霧島荘 訪問介 護事業所	都城市山之口町花 木2302番地1	社会福祉法人宮崎 県社会福祉事業団	宮崎市原町2-22	令和8年3月31日	居宅介護、重度 訪問介護

宮崎県告示第 265号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（

平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200951	指定居宅介護事業所ゆいまーる	都城市志比田町4988-10	社会福祉法人ゆいまーる	都城市志比田町4526-3	令和8年3月31日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

宮崎県告示第 266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510600127	社会福祉法人日向市社会福祉協議会東郷支所居宅介護事業所	日向市東郷町山陰丙1265番地2	社会福祉法人日向市社会福祉協議会	日向市大字富高 207番地3	令和8年3月31日	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

宮崎県告示第 267号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 児湯郡新富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 児湯郡新富町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県延岡市日の出町2丁目7番地19	、精選	成	宮崎県延岡市日の出町2丁目7番地19
--------------------	-----	---	--------------------

宮崎県告示第 269号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録内容の変更の届出があった。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	変更した者	変更した事項	変更前	変更後
1413	澁谷典広	事業所の名称	シブヤ林業	株式会社シブヤ林業

宮崎県告示第 268号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1440	黒田 久雄	採取	幼苗の育	黒田 久雄

宮崎県告示第 270号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	503号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾平 2547番19地 先から同郡 同村同大字 同字2547番 81地先まで	旧	7.2～ 8.5	6.9
				新	18.5～ 28.5	6.9

宮崎県告示第 271号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字高椎33 57番7地先 から同郡同 村同大字同 字3357番6 地先まで	旧	4.8～ 12.3	186.5
				新	4.9～ 19.4	186.5

宮崎県告示第 272号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字樋ノ口 1050番3地 先から同郡 同村同大字 同字1050番 3地先まで	旧	20.9～ 28.6	18.4
				新	20.9～ 28.6	18.4

宮崎県告示第 273号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字樋ノ口 1057番5地 先から同郡 同村同大字 同字1057番 5地先まで	旧	5.5～ 11.8	33.9
				新	11.2～ 57.7	33.9

宮崎県告示第 274号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字駄繫13 27番地先か ら同郡同村 同大字同字 1327番地先 まで	旧	11.8～ 13.7	21.0
				新	39.8～ 49.2	21.0

宮崎県告示第 275号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
210	県道	宇納間 日之影 線	東臼杵郡美 郷町北郷宇 納間字七郎 ヶ平7111番 2地先から 同郡同町北 郷宇納間同 字7111番3 地先まで	旧	8.1～ 30.9	115.1
				新	9.1～ 31.1	115.1

宮崎県告示第 276号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字芳谷47 23番 1 地先 から同郡同 町同大字字 烏帽子滝46 86番 1 地先 まで	旧	4.1～ 6.8	72.0
				新	5.8～ 8.7	72.0

宮崎県告示第 277号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字烏帽子 滝4684番7 地先から同 郡同町同大	旧	6.3～ 8.2	23.6
				新	6.3～ 10.6	23.6

				字同字4684 番7地先ま で		
--	--	--	--	-----------------------	--	--

宮崎県告示第 278号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字烏帽子 滝4679番1 地先から同 郡同町同大 字同字4679 番4地先ま で	旧	4.2～ 5.9	124.8
				新	5.5～ 14.1	124.4

宮崎県告示第 279号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 2 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡美 郷町西郷田 代字下古川 8220番 1 地 先から同郡 同町西郷田 代同字8266 番4地先ま で	令和 8 年 4 月 2 日

宮崎県告示第 280号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 8 年 4 月 2 日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾平 2547番19地 先から同郡 同村同大字 同字2547番 81地先まで	令和8年4月2日

宮崎県告示第 281号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
6	県道	日之影 字目線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字橋場 7150番1地 先から同郡 同町同大字 同字7151番 2地先まで	令和8年4月2日

宮崎県告示第 282号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字高椎33 57番7地先 から同郡同 村同大字同	令和8年4月2日

字3357番6
地先まで**宮崎県告示第 283号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字樋ノ口 1050番3地 先から同郡 同村同大字 同字1050番 3地先まで	令和8年4月2日

宮崎県告示第 284号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高 千穂線	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字樋ノ口 1057番5地 先から同郡 同村同大字 同字1057番 5地先まで	令和8年4月2日

宮崎県告示第 285号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字駄繫1327番地先から同郡同村同大字同字1327番地先まで	令和8年4月2日

宮崎県告示第 286号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
210	県道	宇納間日之影線	東臼杵郡美郷町北郷宇納間字七郎ヶ平7111番2地先から同郡同町北郷宇納間同字7111番3地先まで	令和8年4月2日

宮崎県告示第 287号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和8年4月2日から同年同月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾平2547番19地先から同郡同村同大字同字2547番81地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮

設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年4月17日

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第 746号）を令和8年3月18日付けで変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画（計画図）は、宮崎県総合政策部中山間・地域政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 変更の理由

計画図

(1) 森林地域

林地開発許可を受けた開発行為によって森林でなくなり、今後、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、森林地域を変更する。

(2) 農業地域

道の駅・防災機能強化拠点整備及び医療・福祉・子育て・教育施設を一体的に整備する拠点形成のため、都市計画法に基づく用途地域に指定することとしており、総合的な農業の振興を図る必要がなくなったことから、農業地域を変更する。

2 5地域区分の変更概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1) 総括表

（単位：ヘクタール）

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,747	—	—	—	88,747
農業地域	306,922	—	22.1	△22.1	306,900
森林地域	591,624	—	57.6	△57.6	591,566
自然公園 地 域	95,842	—	—	—	95,842
自然保全 地 域	192	—	—	—	192
計	1,083,327	—	79.7	△79.7	1,083,247
白地地域	6,557	—	—	—	6,557

(2) 変更内容の地域区分別概要

（単位：ヘクタール）

変更に係る 5地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
森 林 地 域	日 向 市	—	57.6	△57.6
農 業 地 域	高 千 穂 町	—	22.1	△22.1

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
鶴毛・杣木	日向市	県営経営体育成基 盤整備事業	令和6年6月4日

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年4月2日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 都市計画の種類及びその名称
 - 種類
宮崎広域都市計画道路
 - 名称

1 設立届

○政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
中道改革連合宮崎県第1区総支部	渡 辺 創	谷 口 浩太郎	宮崎市橋通西5丁目5-19	衆議院議員	○	令和8年1月20日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党宮崎県串間市第一支部	河 野 道 博	国 府 幸 英	串間市大字大平6915番地2	○	令和8年1月27日

○その他の政治団体

(ハ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

3・5・2号学校通線

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を次のとおり取り消した。

令和8年4月2日

宮崎県公営企業管理者 企業局長 松 浦 直 康

- 指定管理者に管理を行わせていた公の施設の名称
一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社青山石材
代表取締役 稲 留 芳 郎
鹿児島県鹿児島市真砂本町52番16号
- 指定を取り消した日
令和8年4月1日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、政党その他の政治団体から設立、異動及び解散の届出があったので、同法第7条の2第1項及び第17条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中岡登志後援会	中 岡 登 志	山 内 和 彦	児湯郡高鍋町大字上江7618番地	令和7年11月11日
黒木なおみち後援会	黒 木 直 路	黒 木 直 路	児湯郡都農町大字川北4846	令和7年11月12日
井川まこと後援会	井 川 真	井 川 明 子	都城市志比田町5279-4ドルチェB棟 201号	令和7年11月17日
中岡のぶゆき後援会	中 岡 延 之	中 岡 延 之	児湯郡高鍋町北高鍋 958番地 1	令和7年11月19日
中川いくえ後援会	中 川 育 江	中 川 晴 雄	延岡市桜ヶ岡2丁目6961番地5	令和7年11月27日
平川らいあん後援会	平 川 優 樹	平 川 恵 美	宮崎市橋通東3丁目3番7号福田ビル2階	令和7年12月4日
山本よう子後援会	山 本 洋 子	山 本 洋 子	宮崎市橋通東1丁目13-25アルテマイスターアゴラ 203	令和7年12月4日
黒木よしひさ後援会	大 迫 勉	黒 木 好 子	都城市高崎町江平2723番地	令和7年12月8日
のせまこと後援会	能 勢 誠	山 村 博 嗣	小林市真方1014番地11	令和7年12月19日
上村竜之介後援会	上 村 竜 之 介	上 村 竜 之 介	都城市千町4936番地2	令和7年12月23日
久保優一後援会	久 保 優 一	久 保 優 一	西臼杵郡日之影町七折4893-12鹿川住宅3076	令和7年12月24日
西としお後援会	西 聡 雄	西 忠 男	宮崎市旭2-2-31-1 The Rock APT 201	令和8年1月5日
かもばやし秀則後援会	鴨 林 秀 則	鴨 林 衣	延岡市鶴ヶ丘2-2040-9	令和8年1月7日
門川町をステキなまちにする会	岩 田 英 男	井 上 明	東臼杵郡門川町東栄町3丁目1番67	令和8年1月13日
甲斐達弥後援会	甲 斐 達 弥	成 松 達 也	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所7477番地	令和8年1月13日
村岡雄史と新しい西都をつくる会	村 岡 雄 史	河 野 栄 二	西都市新町1丁目47番地	令和8年2月19日
山下はまれ後援会	山 下 壽	山 下 法 助	児湯郡川南町大字川南4592番地1	令和8年2月27日

2 異動届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党国富町支部	渡 辺 正 剛	主たる事務所の所在地	東諸県郡国富町大字木脇4971	東諸県郡国富町大字三名2621-14	令和7年11月10日
		代 表 者	渡 辺 正 剛	津 江 一 秀	
		会 計 責 任 者	日 高 英 敏	日 高 正 信	
自由民主党高岡支部	川 野 浩	主たる事務所の所在地	宮崎市高岡町内山3190	宮崎市高岡町高浜 700-3	令和7年11月11日
		代 表 者	川 野 浩	日 高 悟	
参政党宮崎第2支部	柏 原 俊	政 治 団 体 の 名 称	参政党宮崎第2支部	参政党宮崎第二支部	令和7年11月26日
		主たる事務所の所在地	延岡市若葉町2丁目1120-221	延岡市昭和町1丁目7-5	
		代 表 者	柏 原 俊	上 村 信 好	
		会 計 責 任 者	佐 藤 李 奈	森 園 千 鶴	
日本維新の会宮崎県総支部	浦 野 靖 人	会 計 責 任 者	外 山 齋	富 田 敏 康	令和8年1月5日

立憲民主党宮崎県総支部連合会	山内 佳菜子	代 表 者	山内 佳菜子	渡 辺 創	令和8年 1月20日
立憲民主党宮崎県第1区総支部	岩切 達哉	代 表 者	岩切 達哉	渡 辺 創	令和8年 1月20日
		国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
自由民主党宮崎県遊技産業支部	山下 雄大	主たる事務所の所在地	東諸県郡国富町大字本庄4591番地1	宮崎市清武町加納甲1733番地4	令和8年 1月20日
自由民主党都城支部	徳留 八郎	会 計 責 任 者	半代 明良	徳留 八郎	令和8年 2月16日
自由民主党宮崎県農業農村建設支部	日高 利夫	主たる事務所の所在地	宮崎市錦町6-3-310	宮崎市吉村町 207-20	令和8年 2月16日
自由民主党宮崎県参議院選挙区第一支部	松下 新平	会 計 責 任 者	児玉 勝	大出 浩己	令和8年 2月16日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
鈴木ひろや後援会	鈴木 博也	主たる事務所の所在地	串間市大字西方5898-ロ-1	串間市大字西方3575-7	令和5年 4月25日
宮崎県民主教育政治連盟	山口 邦子	代 表 者	山口 邦子	長 友 利 貴	令和7年 4月1日
かまくら優太後援会	鎌倉 優太	主たる事務所の所在地	日南市星倉6丁目6番11-3号	日南市中央通1丁目11-1	令和7年 5月1日
宮崎県中古自動車販売政治連盟	平山 学	会 計 責 任 者	黒木 伸哲	渡 邊 隆 二	令和7年 5月19日
楠原更三後援会	楠原 一洋	代 表 者	楠原 一洋	岩崎 健一郎	令和7年 6月1日
宮崎県歯科医師連盟西都児湯支部	關 康 仁	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町大字上江8157番地	西都市妻町一丁目56番地	令和7年 6月14日
		代 表 者	關 康 仁	上 山 賢 剛	
		会 計 責 任 者	宮 地 克 佳	關 康 仁	
全国旅館政治連盟宮崎県支部	富森 信作	代 表 者	富森 信作	有 田 恒 雄	令和7年 6月30日
		会 計 責 任 者	富森 信作	有 田 恒 雄	
こおりやまのりひろ後援会	鬼 束 巖	代 表 者	鬼 束 巖	岩 佐 貢	令和7年 7月3日
徳留八郎後援会	松山 聡	代 表 者	松山 聡	松山 止雄	令和7年 8月1日
延岡地区建設業政治連盟	木村 健一	会 計 責 任 者	中川 真一	甲斐 俊二	令和7年 11月1日
まえだりょう後援会	牧野 修一	会 計 責 任 者	前田 篤志	藤原 弘嗣	令和7年 11月1日
かりの保夫後援会	本部 眞一	主たる事務所の所在地	西都市大字妻28-4	西都市妻町3丁目28番地	令和7年 11月3日
		代 表 者	本部 眞一	狩野 敬志	
加藤守後援会	加藤 守	主たる事務所の所在地	児湯郡高鍋町北高鍋1395-1	宮崎市橋通東5丁目4-11サーパス橋通東1402号	令和7年 11月18日
川内たかゆき後援会	下西 弘美	代 表 者	下西 弘美	向原 保	令和7年

		会 計 責 任 者	紺 家 知 征	坂 下 建 三	12月 1 日
川口和也後援会	四 本 克 彦	主たる事務所の所在地	日南市大字酒谷乙7671	日南市大字酒谷乙7351-1	令和 7 年 12月 8 日
宮崎民社協会	山 口 哲 雄	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 7 年 12月16日
		主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類 (第3号)	川合 孝典、参議院議員		
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類 (第3号)	岡野 純子、衆議院議員 岸田 光広、衆議院議員 長友 慎治、衆議院議員 西岡 義高、衆議院議員 橋本 幹彦、衆議院議員 鳩山紀一郎、衆議院議員 深作ヘスス、衆議院議員 向山 好一、衆議院議員 森 洋介、衆議院議員 磯崎 哲史、参議院議員 江原くみ子、参議院議員 奥村 祥大、参議院議員 籠島 彰宏、参議院議員 小林さやか、参議院議員 田村 麻美、参議院議員 竹詰 仁、参議院議員 濱口 誠、参議院議員 浜野 喜史、参議院議員		
宮崎民社協会延岡総支部	稲 田 和 利	主たる事務所の所在地	延岡市出北2-2-18	延岡市中町2-2-20国民民主党宮崎県連内	令和 7 年 12月18日
		国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	令和 7 年 12月16日
		主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類 (第3号)	川合 孝典、参議院議員		
		主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類 (第3号)	岡野 純子、衆議院議員 岸田 光広、衆議院議員 長友 慎治、衆議院議員 西岡 義高、衆議院議員 橋本 幹彦、衆議院議員 鳩山紀一郎、衆議院議員 深作ヘスス、衆議院議員 向山 好一、衆議院議員 森 洋介、衆議院議員 磯崎 哲史、参議院議員 江原くみ子、参議院議員 奥村 祥大、参議院議員 籠島 彰宏、参議院議員 小林さやか、参議院議員 田村 麻美、参議院議員 竹詰 仁、参議院議員 濱口 誠、参議院議員 浜野 喜史、参議院議員		
岸川たかのり後援会	岸 川 天 範	政治団体の名称	岸川たかのり後援会	岸川天範後援会	令和 7 年 12月21日
		主たる事務所の所在地	都城市高城町桜木 833	都城市高城町穂満坊2789-2	
みうら久知後援会	三 浦 久 知	主たる事務所の所在地	延岡市古城町4丁目37	延岡市出北2丁目14-19	令和 7 年 12月22日
木城を考える会	眞 鍋 博	会 計 責 任 者	眞 鍋 伸 也	眞 鍋 邦 廣	令和 8 年 1月10日
かいたつや後援会	甲 斐 達 弥	政 治 団 体 の 名 称	かいたつや後援会	甲斐達弥後援会	令和 8 年 1月20日

岸川たかのり後援会	岸 川 天 範	主たる事務所の所在地	都城市高城町穂満坊2789-2	都城市高城町桜木 833	令和8年 2月1日
山本ようこ後援会	山 本 洋 子	政治団体の名称	山本ようこ後援会	山本よう子後援会	令和8年 2月3日
宮崎県土地改良政治連盟	日 高 利 夫	主たる事務所の所在地	宮崎市錦町6-3-310	宮崎市吉村町 207-20	令和8年 2月16日
松下新平後援会	鈴 木 浩 二	会 計 責 任 者	児 玉 勝	大 出 浩 己	令和8年 2月24日
みやざきの未来をつくる会	米 田 正 規	代 表 者	米 田 正 規	篠 原 達 明	令和8年 2月24日
		会 計 責 任 者	沖 慎 司	田 中 俊 治	
幸福実現党延岡後援会	大川原 一 彰	会 計 責 任 者	藤 本 栄 次	有 田 浩 一	令和8年 2月26日

3 解散届

○政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党宮崎県串間市第一支部	武 田 浩 一	令和7年12月9日
自由民主党宮崎県西諸県郡第一支部	丸 山 裕 次 郎	令和7年12月30日
自由民主党宮崎県参議院選挙区第二支部	長 峯 誠	令和7年12月31日
自由民主党宮崎県防衛支部	上 坂 月 夫	令和8年1月10日

○その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
田中秀俊後援会	中 村 千 代 治	令和7年10月31日
遼友会	前 田 遼	令和7年11月1日
こうづま経信後援会	松 岡 洋 一	令和7年11月3日
たかはるを愛する会	蒲 生 隆 美	令和7年11月3日
のせまこと後援会	能 勢 誠	令和7年12月19日
島田俊光後援会	野 邊 守	令和7年12月25日
裕政会	丸 山 裕 次 郎	令和7年12月30日
田口正英後援会	日 高 英 明	令和7年12月31日
米良わたると西都市の発展向上を目指す会	米 良 弥	令和7年12月31日
宮崎経済研究会	戸 敷 正	令和7年12月31日
熱い男とともに宮崎を元気にする会	竹 下 幸 博	令和7年12月31日
西原よしふみ後援会	南馬越 幸 利	令和7年12月31日
くすみちほこ後援会	竹之内 光 秋	令和8年1月31日
尾畑英幸後援会	富 井 審 示	令和8年2月2日
佐藤紀子後援会	佐 藤 紀 子	令和8年2月24日

宮崎県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第19条第2項及び第3項の規定により、資金管理団体の指定及び異動並びに資金管理団体

でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月2日

宮崎県選挙管理委員会委員長 成 合 修

1 指定届

○その他の政治団体

届出者	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
中山 義彦	えびの市長	中山よしひこ後援会	えびの市大字坂元54番地	令和7年2月1日
井川 真	都城市議会議員	井川まこと後援会	都城市志比田町5279-4ドル チェB棟 201号	令和7年11月17日
平川 優樹	宮崎市議会議員	平川らいあん後援会	宮崎市橋通東3丁目3番7号 福田ビル2階	令和7年12月3日
西 聡雄	宮崎市議会議員	西としお後援会	宮崎市旭2-2-31-1 The e Rock APT 201	令和8年1月1日
村岡 雄史	西都市議会議員	村岡雄史と新しい西 都をつくる会	西都市新町1丁目47番地	令和8年2月16日

2 異動届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
鎌倉 優太	かまくら優太後援会	主たる事務所の所在地	日南市星倉6丁目6番11 -3号	日南市中央通1丁目11- 1	令和7年 5月1日
三浦 久知	みうら久知後援会	主たる事務所の所在地	延岡市古城町4丁目37	延岡市出北2丁目14-19	令和7年 12月22日

3 資金管理団体でなくなった旨の届

○その他の政治団体

届出者	資金管理団体の名称	資金管理団体でな くなった年月日
前田 遼	遼友会	令和7年11月1日
丸山 裕次郎	裕政会	令和7年12月30日
佐藤 紀子	佐藤紀子後援会	令和8年2月24日